

事務連絡
令和2年7月28日

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

国の優先供給スキームを活用した手指消毒用エタノールの購入について（依頼）

このことについて、これまで医療的ケア児等に対する手指消毒用エタノールの配布は、県で一括購入するスキームとされていましたが、別添のとおり在宅の医療的ケア児等においても直接購入できるようになりました。

つきましては、訪問看護ステーションを通じて在宅の医療的ケア児・者へ周知いただきくよう御協力お願いいたします。

なお、購入手続にあたっては各自で専用サイトへの登録が必要になりますので、別添及び以下を参考ください。

○購入専用サイトURL

<http://www.askul.co.jp/ent/>

「経済産業省・厚生労働省指定 専用アスクル登録フォーム」

※関係者以外の者からのアクセスを防ぐため、このURLは関係者内に留め、公表しないように留意ねがいます。

○対象となる者

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| (1) 在宅の医療的ケア児（人工呼吸・気管切開患者） | 購入サイトの利用対象業種に含まれています。 |
| (2) 在宅の医療的ケア児（それ以外） | |
| (3) その他在宅の人工呼吸・気管切開患者 | |

-
- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| (4) 在宅でその他の医療的ケアが必要な者 | 利用対象業種に含まれていませんが、「その他」として購入できます。 |
|-----------------------|----------------------------------|

○登録サイトの入力にかかる留意点

- ・必須入力項目 施設名・・・個人名（本人・保護者等）を記入ください
部署名・・・上に同じ
お名前・・・上に同じ
- ※「施設名」「部署名」「お名前」は同一でも構いません。
- 業種・・・（１）、（２）、（３）の方は選択肢から該当する項目を選んでください（プルダウン）
（４）、（５）の方は選択肢で「その他具体的に記載」を選び、下枠に具体的に記入ください
（例：在宅の重症心身障がい者）
- コード・番号・・・「4 3」を入力ください

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課発達障がい・療育班

担当： 牧 嶋

Tel 096-333-2237

Email:makishima-y@pref.kumamoto.lg.jp

手指消毒用エタノールが簡単・迅速に購入できるようになりました！

通常の入手ルートのほか、当サイトもご利用いただき、新型コロナウイルス感染症対策に備えていただきますようお願いいたします。

購入から受取までの流れ（※初回利用時のみ登録）

手順① 登録

購入専用サイトで新規登録
（施設名、住所、電話番号、メールアドレス、業種等
を入力・選択）

- ※購入専用サイトがご不明な場合は、自治体等にお問い合わせ下さい。
- ※登録手続きにかかる時間は10分程度
- ※1度ご登録いただきましたら、今後の登録手続きは不要

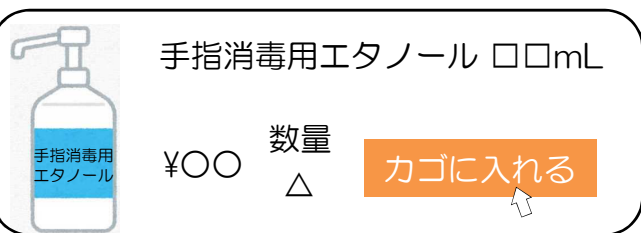
登録は簡単！



手順② 購入

1. 購入専用サイトから、製品案内メールを送信
※不定期：月1～2回を予定
2. 購入する場合は数量を入力
※不要な場合は、購入手続きを行わないようお願いいたします。

購入も簡単！



手順③ 受取

5営業日程度で製品が届きます。
※口座振込、郵便振込、カード決済、
コンビニエンスストア決済等により支払い

迅速に配達！



※ 手指消毒用エタノールについては、全体として、5月は昨年月平均比約6倍の増産が行われており、商品は十分に用意できる見込みです。

（参考：購入専用サイトの利用対象業種）

感染症指定医療機関又は帰国者・接触者外来医療機関
新型コロナウイルス確定患者を受け入れているための病床を確保した医療機関
重症度が高い患者が入院する医療機関

在宅の医療的ケア児（人工呼吸・気管切開患者）
在宅の医療的ケア児（それ以外）
その他在宅の人工呼吸・気管切開患者

その他消毒用アルコールの不足により、直ちに生命の危機が生じる可能性のある機関
その他医療機関（病院）
その他医療機関（診療所）
その他医療機関（歯科医院）

薬局

高齢者施設（施設系・居住系サービス）
高齢者施設（訪問系サービス）
高齢者施設（通所系サービス・その他）

障害者施設（重度の障害児者が利用する入所系・居住系・通所系サービス）
障害者施設（重度の障害児者が利用する訪問系サービス）
障害者施設（その他）

救護施設

児童施設（保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、児童養護施設等）
病児保育事業所

軽症者対応のホテル

自治体備蓄用

※利用対象となるか不明な場合は、自治体までご相談ください。